

令和3年6月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年6月7日（月）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和3年6月7日（月） 午前9時01分
閉 会 日 時	令和3年6月7日（月） 午後1時34分
委 員 長	頓 所 澄 江
委員会出席委員	
委 員 長	頓 所 澄 江
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 川 崎 葉 子 市ノ川 徳 宏
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 5 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 6 6 号	市道の路線の認定について	原案可決

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部参事兼都市計画課長	矢 部 正 樹
都市計画課副参事	藤 村 弥
建築住宅課長	秋 元 宏 康
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶
市街地整備課長	大 堀 勝 彦
市街地整備課副参事	原 口 均
市街地整備課副参事	田 村 邦 博
都市建設部参事兼道路課長	中 根 治 人
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹

(上下水道部)

上下水道部長	三 村 正
上下水道部参事兼経營業務課長	高 子 英 江
水道課長	小 林 弘 樹
下水道課長	山 崎 眞 也
下水道課副参事	宮 澤 祐 紀

吹上支所長	細 野 兼 弘
川里支所長	山 縣 一 公

書 記 佐 伯 幸 子

書 記 中 島 達 也

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と秋谷修委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第65号 市道の路線の廃止について、議案第66号 市道の路線の認定についての議案2件でございます。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案番号順に執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

この方法で異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第65号及び議案第66号について一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) 改めまして、おはようございます。議案第65号及び議案第66号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。関連がございますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案及び図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道吹133号線でございますが、起点を鴻巣市吹上本町4丁目2176番地先とし、終点を鴻巣市吹上本町4丁目2201番地先とします。幅員2.73メートル、延長60.28メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー2、市道廃止図を御覧ください。市道吹421号線でございますが、起点を鴻巣市袋字前屋敷1665番地先とし、終点を鴻巣市袋字前屋敷1716番1地先とします。幅員1.50メートル、

延長174.52メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー3、市道廃止図を御覧ください。
市道吹580号線でございますが、起点を鴻巣市袋字台327番1地先とし、
終点を鴻巣市袋字台335番2地先とします。幅員2.73メートル、延長
81.77メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー4、市道廃止図を御覧ください。
市道吹2104号線でございますが、起点を鴻巣市下忍字砂山4015番3地先
とし、終点を鴻巣市下忍字砂山4015番6地先とします。幅員4.0メートル、
延長16.23メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー5、市道廃止図を御覧ください。
市道吹2234号線でございますが、起点を鴻巣市大芦字氷川1050番1地先
とし、終点を鴻巣市大芦字氷川1050番1地先とします。幅員2.0メートル、
延長10.04メートルでございます。

以上5路線につきましては、道路台帳修正業務を実施した結果、一般の
交通の用に供する道路でないことが判明したことに伴い、認定を廃止す
るものでございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー6、市道認定図及び路線の認定に
つきましては、本日お配りいたしました参考資料の公図の写しも併せて
御覧ください。市道吹1134号線でございますが、起点を鴻巣市明用字壺
ノ耕地177番13地先とし、終点を鴻巣市明用字壺ノ耕地177番25地先と
します。幅員5.0メートル、延長78.98メートルの路線で、開発事業による
道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)

◇

(開議 午前9時08分)

(委員長) 休憩前に引き続き再開いたします。

(都市建設部参事兼道路課長) すみません。図面ナンバー5の市道吹2234号線についてなのですけれども、その説明の中で起点を「鴻巣市大芦字氷川」と言ってしまいましたが、「氷川」ではなく「ハリカワ」が正しいものでした。

以上、訂正をお願いいたします。

(委員長) 訂正につきましては、字句その他整理につきまして委員長に一任願います。

説明が終わりましたので、これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時08分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言の訂正の申出がありましたので、これを許可します。

(都市建設部参事兼道路課長) 午前中の私の発言の中で、路線の廃止、図面番号5番の小字名なのですけれども、鴻巣市大芦字、コオリのカワと書く氷の川「ヒカワ」を「ハリカワ」と訂正させていただいたのですけれども、正しくは「氷川」が正しいということです。「鴻巣市大芦字氷川」に訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) ご了承をお願いいたします。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

これより議案第65号及び議案第66号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、何点かお聞きをしたいのですけれども、それぞれの廃止の路線のところなのですけれども、それぞれ現地のときに現地視察で具体的な内容については聞かせていただきましたが、まず1点目といたしまして市道の路線廃止の基準、どのような理由で廃止になるのかということをもまず一般的にお伺いをしたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 市道の路線の廃止の基準というご質問で

すけれども、路線の廃止ができるのは、道路法によりますと、当該道路に係る道路の機能が失われて当該道路を一般交通の用に供する必要がなくなった場合とされております。一般交通の用に供するというのは、不特定多数の用に供するという意味だと解されます。したがって、路線廃止ができるのは、当該道路に係る道路の機能が失われて当該道路を不特定多数の用に供する必要がなくなった場合と解されます。今回廃止の5路線は、毎年行っている通常の道路台帳修正業務のほかに、平成30年から令和2年度にかけての3年間、3年間にかけて吹上地域分の過年度分の修正業務、修正漏れ箇所の修正を実施した結果、道路法上の道路の機能が失われて一般の交通の用に供する必要がなくなっていることが判明したため、路線の廃止をするものです。

以上です。

(川崎) それでは、私たち議員はそれぞれの現地におきまして廃止路線の具体的内容については伺っているわけなのですが、当然今この議会の中で、質疑の中で改めて各廃止路線の具体的内容についてお話しいただきたいと思えます。

(都市建設部参事兼道路課長) どのような理由で廃止になるかといったご質問だと思うのですが、個別路線別に申し上げます。図面ナンバー1の市道吹133号線につきましては、旧公図を確認したところ、昭和26年頃の耕地整理によって道路が創出されたものと考えられ、現在市道としての実態がないことが判明したため、路線の廃止をするものです。次に、図面ナンバー2の市道吹421号線につきましては、当初、当初の公図上なのですが、吹421号線の脇、西側に水路と思われる未利用地、そしてその脇、また西側に吹400号線が並ぶ道路、水路と思われる未利用地道路の状態でした。当時、水路と吹421号線は、見た目上といいますか、事実上、隣接する田んぼと一体化しているところがありました。要するに耕作者に田んぼとして使われている状態でした。平成25年に道路改良工事、道路拡幅と側溝敷設の工事を行いました。工事の内容は、道路幅を吹400号線の端から吹421号線の端まで拡幅し、田んぼ側に側溝を敷設するというもので、本来であれば道路改良工事の着工前に吹

421号線の廃止手続を行うべきでしたが、廃止手続を行っていないため、現在は吹400号線と吹421号線が重複されて認定されている状態、要するに重複認定という、ダブル認定ともあれですけれども、2つの路線番号がついているため、路線の廃止をするものです。

次に、ナンバー3の市道吹580号線につきましては、平成11年6月1日付にて石田堤史跡公園の設置の告示がされており、道路の供用ができなくなったとき、公園工事の着工前ですか、に廃止するべきでしたが、行われなかったため、現在公園の中に市道がある状態にあるため、路線の廃止をするものです。

図面ナンバー4の市道吹2104号線につきましては、昭和45年に位置指定道路に指定されておりますが、昭和62年の一括認定の際に、現況が道路敷きであったことから、誤って市道認定が行われてしまい、現在、位置指定道路でありながら道路法上の道路でもあるという状態になっているため、路線の廃止をするものです。

次に、図面ナンバー5の市道吹2234号線につきましては、平成23年に払下げを行っております。払下げの際に路線廃止の手続が必要でしたが、払下げの手続にそごがあり、廃止されなかったため、路線の廃止をするものです。

以上です。

(川崎)では、廃止手続がされていないということで、税金の計算に影響がなかったのかどうかを伺います。

(都市建設部参事兼道路課長)個人の課税に係ることなので、個別かつ詳細には申し上げられませんが、私有地については適切に賦課しております。

以上です。

(川崎)では、調査方法と調査の時期についてお伺いをいたします。これらの調査の時期というのは、定期的に行ってきたのかどうか、またどのような調査方法なのかを伺います。

(都市建設部参事兼道路課長)道路台帳修正業務は、前年度の道路の新設、廃止など、道路現況が変化した箇所について、平面図と幅員等の情

報が記載された調書を修正し、道路台帳に反映させるための業務です。平面図を作成するに当たり現地の詳細な測量を行い、また地方交付税の算出根拠数値の調書や国へ報告する道路施設現況調査の調書の作成も併せて行います。昭和62年の一括認定後に現行の道路台帳に整備されてからは、基本的に年度ごとに業務委託にて修正を行っております。合併前は市町ごとに業務委託によって修正を行っていたということです。合併後については、地域を3地域に分け、それぞれ年度ごとに毎年道路台帳修正業務を発注しております。吹上地域については、平成30年度から令和2年度までの3年間、過去に拡幅や側溝整備の道路現況の変化などを修正し切れなかった路線について、吹上地域の過年度分の修正業務として毎年予算を計上し、通常の道路台帳修正業務と併せて発注し、修正箇所を修正を行いました。

以上です。

（川崎）特に吹上地域については平成30年度から令和2年度の3年間で集中的に行ったということかと思えますけれども、吹上地域については今後もこの調査というのは続けてやっていくのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）吹上地域においては、今回の道路台帳修正業務の実施により、現時点では認定や廃止漏れはないと考えており、今後は鴻巣地域のほうに展開してまいりたいと考えております。

以上です。

（川崎）それでは、今後、川里地域、鴻巣地域の調査というのも吹上地域で行ったように集中的に何年間という形でやっていくのかどうか、今後の考えについて伺います。

（都市建設部参事兼道路課長）今後の予定についてということですが、川里地域については国土調査を昭和62年から平成11年までの13年間にかけて実施しております。1筆ごとに敷地境界、面積を確定していることから、未修整路線が存在する可能性は低いと考えられるため、現在のところ、川里地域は修正業務を実施する計画はございません。鴻巣地域については、令和3年度、今年度から道路台帳の点検、修正を実施していく予定です。

以上です。

(川崎) 鴻巣地域につきましては、今年度から実施していくということですがけれども、これの終わりというのはどうなのでしょう。令和3年度中で終わることなのか、それとも吹上のように3年ぐらいかけるのかどうか、どうなのでしょう。これもともと吹上の3年間という予定だったのでのでしょうか。結果的に3年間かかってしまったのかどうかも併せてお伺いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 吹上地域に3年間かけたというのは、もう件数が分かった時点で、一遍に直すのだとお金が一気にかかってしまうということで、取りあえず500万、500万、500万の3年間で修正いたしました。鴻巣地域におきましては、認定延長が吹上の2.5倍ぐらい、約2.5倍あること等を考え合わせますと、同じ3年間、同じ件数というわけにはいかないのかなというふうに考えております。

以上です。

(市ノ川) それでは、何点か認定のほうで伺います。

今回、認定道路のほうなのですが、終点が両隅切りになってはいますがけれども、起点のほうが片側だけの隅切りとなっていますけれども、これはどうしたことなのでしょう。片側隅切りの理由は。

(建築住宅課長) 片側隅切りになっている理由としましては、都市計画法に基づく開発許可申請に当たり、新設の開発道路における隅切りの設置については、都市計画法第33条、技術基準、これに関連する規則等で規定しています。原則、両側に隅切りを設置することとされています。しかし、実態として、敷地の形状や隣接地権者などの関係者の同意が得られないなどの理由で両側隅切りの設置が困難なケースが見られます。片側隅切りについては、建築住宅課内の取扱いで両側隅切りとした場合の合わせた面積が片側隅切り部分で確保できるものであること及び開発道路の帰属を受ける道路管理者、道路課との協議が調うことを条件として片側隅切りでの開発許可をしています。

(市ノ川) 今回の道路幅員5メートルになっていますけれども、この5メートルの根拠というのは何でしょうか。

（建築住宅課長）開発の許可基準で、道路の幅員は市の開発指導要綱で決めています。鴻巣市の場合、開発の面積が1,500平米から6,000平米未満であれば4.5メートルの幅員を確保するようにという基準になっています。今回は5メートル取っているのは、事業主である一建設さんのほうで5メートル確保という形で進めたものということと認識しています。

以上です。

（市ノ川）先ほどの住宅建設地の側溝なのですけれども、前はファイブイズホームだったと思うのですけれども、そのときにはなかったのですが、今回、側溝と宅地の間にコンクリートが打ってあるのですけれども、それはどういった理由でしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）間詰めコンクリートのことでよろしいですか。水路敷の間詰めコンクリートの打設は誰が行ったのかというご質問でよろしいですか。

（市ノ川）はい。

（都市建設部参事兼道路課長）水路敷は開発区域外なのですけれども、間詰めコンクリートの打設を鴻巣市開発指導要綱による事前協議の中で開発業者、一建設にお願いをし、協力していただいて打設してもらったというものです。逆にファイブイズホームのほうがされていなかったのは、開発区域外なのでしませんと言われたという、お願いしたのだけれども、やってもらえなかったというものです。今回はやっただけだったというものです。

以上です。

（市ノ川）開発区域外ですけれども、あの側溝の蓋の設置の予定はございますか。

（都市建設部参事兼道路課長）北側の側溝の蓋がないところの蓋の関係ですよね。北側の水路につきましては、今年の4月に近隣の方々から蓋かけの要望書を頂いております。今後、要望書の内容を精査の上、鴻巣市道路等評価検討委員会に諮り、優先順位づけを行ってまいります。

以上です。

(市ノ川) 側溝はU字溝、今先ほどのところもU字溝が敷設されていましたが、L字型のものは使われないのででしょうか。どうでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 道路側溝につきましては、鴻巣市開発指導要綱に基づく道路設置基準により、長尺U型側溝、車道用、内径寸法300ミリ以上を使用し、公共下水道供用区域については長尺U型浸透式側溝、車道用、内径寸法300ミリ以上を使用することとされております。当該道路の吹1134号線の道路側溝については、長尺U型浸透式側溝を使用しております。L型側溝なのですけれども、一般的に市街地等の下水道施設が整備してある区間で歩車道区分のない道路の境界等に設置することを基準としております。

以上です。

(市ノ川) 認定とちょっと違うかもしれませんが、今建築中の建物がありますけれども、水道の各戸へ行く配管というのは誰の負担になるのでしょうか。業者ですか、それとも住宅を買うほうなのでしょうか。ちょっとそれを教えてください。

(水道課長) 各家庭に配管される給水管になりますけれども、現時点では開発業者のほうで負担はされているかと思いますが、実際これが個々に区画ごとに売られて、買われる方が決まりましたら、そちらへの負担に乗り換えられるという形になるかと思いますが。実際の管理に関しては、その個々の、個人の方の負担、権利及び管理になります、その後については。

以上です。

(秋谷) 3つ通告はしたのだけれども、①と②についてはもう分かりましたから、議案第65号のほうで、台帳整備の修正を行って、今回でいえば吹上地域なのだけれども、道路の廃止の件数はこの5件で終わりなのかな。あるいは、認定という話というものは本来出てこないのかな、この修正について言えば。その辺りのもし、直すという作業をやっているわけなのだけれども、住民から申請があったり、あるいは行政がいろいろ作業をやったところを直しているだけだから、やはり認定漏れされて

いるところだったり、あるいは本来だったら廃止されなければならないものが実はまだあるのかな。その辺りどうなのだろうな。

(都市建設部参事兼道路課長)認定漏れについてはございませんでした。廃止漏れは、この5件でございました。そのほかに、3年間の間に91件修正しております。その修正するとは、認定、廃止のように議会案件になるものではなく、道路幅が広がったとか、そういった場合のやつを、今まで過去のやつで道路幅が4メートルとなっていたのを、実際は4.5メートルになっていたけれども、それをずっと4メートルで道路台帳は残っていたとか、そういったやつの拡幅した道路だとかに修正ができていなかったやつも全て修正すると91件。そのほかに廃止が今回の5件。認定漏れはございませんでした。

以上です。

(秋谷) そうすると、今のお答えを聞くと、今後、吹上地域においてはこういう道路台帳修正に、まずまた何年か後にやるものなのかな。それとも、継続的に例えば案件が出て、その都度その都度直していれば一斉にもうやる必要はないという理解でいいのでしょうか。どっちなのだろう。将来的にまた全体的にやるのかやらないのかという話。

(都市建設部参事兼道路課長) この吹上の3年間というのは、過去のやつの廻りのやっていたなかったやつ、ちゃんと修正できていなかったやつの修正業務を3年間かけました。そのほかに、毎年、去年廃止したやつだとか、認定したやつだとか、今日みたいなのがいっぱい、4回の議会の中で認定、廃止があったと思うのですけれども、それらと、今年度私どもの工事の中で拡幅工事をしたりだとか、改良工事したものについては、今年度やったやつは来年度、前年度のやつ、その業務発注はこれまでずっとやっております。ですので、今後吹上でやるのかというご質問であるので、今後やる予定は、取りあえずはない。今後、年間年間できっちりやっていくといったものです。鴻巣においては、鴻巣のほうも毎年、去年認定、廃止をやっていきますけれども、それを今年度直す、去年度はおととしのものを直した、そういう積み重ねでどんどんちゃんとやっていきながら、そのほか昭和62年の一括認定だとか、そういったとこ

ろでミスがあったやつだとかはきちんと直していこうと、そういったものです。

以上です。

（阿部）図面ナンバー2番の市道吹421号線について、これはたしか長い期間農家の方が耕作をしていたということでもって、ここに道路があったのだということであったにしても、それなりに耕作をしていたのであれば権利がついてしまうのではないのかなというふうにも思ったりしたのですが、そうした場合の時効とかということについてはどうなっているのだろう。よく河川敷か何かにホームレスの方が掘っ建て小屋を建ててそこに居住して、煮炊きをし始めて、それで長きにわたって、それを何とか退散してもらわないと行政も困るやに聞いたことがある。そこで権利の発生があるのかなというふうにも疑問を持っていたのだけれども、今回の場合のこの道路については耕作をしていたというような、かなりそれこそ農家にとっては重要な問題が絡んでいるので、その辺の権利関係は即返してくれと言って返してもらえるものなのかどうなのかについてお伺いしたい。

（市街地整備課長）ただいまのご質問の民法上の取扱い、これ時効というお話がありました。民法第162条、こちらで所有権の時効取得というのがございます。内容が、20年間、所有の意思を持って、平穏かつ公然に他人のものを占有した者は、その所有権を取得する。2つ目として、10年間、所有の意思を持って、平穏に、かつ公然と他人のものを占有した者は、その占有開始のときに善意であり、かつ過失がなかったときは、その所有権を取得するということで、善意またはそれ以外で10年または20年の占有によりまして時効取得というのが民法で定められております。今回の公道、そちらになるものにつきましては、一般の私有地であれば長期間占有することによって時効取得が所有権を得られることとなります。しかし、公道など公有地につきましては公共のために用いるという目的が優先されます。そこで、公有地を私人が長期間占有した場合、こういった場合には原則として時効取得が認められないということで法律上なっております。現地のところ、境界の確定をいたしまして、境界

の確定後、やはり隣接する耕作者さんにしっかりと事情を説明させていただいた上で工事等も行い、それに対して最終的な異議等もございません。

以上でございます。

（阿部）公道の場合はそういう法律で、結局今回の場合は、長い間行政側としてもこれ耕作者に何とかしてくれないかというようなこともなかったわけです。だから、ほかの、この道路でない場合は往々にして権利が発生してしまうというようなことも当然あるのかなというふうに思ったのだけれども、それはこの道路の問題と関係ないから、答えなくてもいいけれども、そういうことってありかなというのがすごく疑問だったもので、答えられる範囲で結構です。お答えいただければ。

（市街地整備課長）今回、公共のもの、公共性の目的が優先されるというご説明をさせていただきました。ここでいう公共のものとしての条件としては、形態的な要素、これが永久的、絶対的な滅失がなければ大丈夫だということなのです。難しい解釈が書いてありますが、具体例として、火山活動によって道路が溶岩等に深く埋もれてしまった、海浜が自然隆起によってその実態を喪失した、こういった場合は公物が公物でなくなる。私物になる。それを使っていた場合、私物に時効取得となる要件の一つだというふうに書かれております。また、公物として扱わない、要は行政、こちら側の公用廃止、要は市道の認定を廃止した、または供用の廃止、こういったものの手続を取った場合については公共のものでなくなるということでございます。あくまでも道路上の話として今回認定されている道路ということがございましたので、認定道路については公共性があるということで、時効取得は対象外ですというお話をさせていただきます。

以上です。

（加藤）私も金曜日でしょうか、ちょっと午後になってからメモ程度の通告を出させていただきましたが、廃止基準と廃止の調査の今後ということで、川崎委員のほうから全部聞けたものですから、川崎委員の質問で全部分かったものですから、私のほうからはメモを出したのですけれ

ども、なしとさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第65号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして、まちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後1時34分)